

令和2年第1回区議会定例会追加提出議案

第1 条例

1 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 保険料率及び賦課限度額の改定

保険料率及び賦課割合を改めるとともに、下記(3)の政令により国民健康保険法施行令(昭和33年政令362号)が改正されることに伴い、賦課限度額を改める。

区分	基礎賦課額	後期高齢者 支援金等賦課額	介護納付金賦課額
所得割	100分の7.25 → <u>100分の7.14</u>	100分の2.24 → <u>100分の2.29</u>	100分の1.34 → <u>100分の1.59</u>
均等割	39,900円	12,300円 → <u>12,900円</u>	15,600円
賦課割合 (所得割:均等割)	64:36	64:36	54:46 → <u>57:43</u>
賦課限度額	610,000円 → <u>630,000円</u>	190,000円	160,000円 → <u>170,000円</u>

イ 保険料を減額する世帯の所得基準の引上げ

下記(3)の政令により国民健康保険法施行令が改正されることに伴い、均等割の軽減対象となる世帯の所得基準を引き上げる。

- ・ 5割軽減対象世帯 280,000円 → 285,000円
- ・ 2割軽減対象世帯 510,000円 → 520,000円

(2) 施行期日

令和2年4月1日

(3) 参考

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第18号)

公布 令和2年1月29日 施行 令和2年4月1日

担当 総務部総務課文書係

電話 03-5722-9206